

法
躰
装
束
鈔
完

イ本
2478
150



14
2478
150

秘

法躰裝束鈔單

法躰裝束事

付童躰裝束事

一五

鈍色著樣事

丈數等有之

一六

一五帖袈裟懸樣事

一七

一椎鈍事

一八

一裘袋事

一九

一指符事

一十

一付衣事

一一

一法服事

寸法等有之

一一

一平袈裟事

一二

一袈裟裝束事

一二

一甲袈裟事

一十三

一入道衣袴事

著樣

縫樣

寸法と出樣等有之

一十四

一童躰直衣事

一十五

一同符衣事

一十五

一同符襖事

一十六

一同半裾事



ぬきりりいりり
らんごころり

帯 生香 白淨衣の帯のぬきりり多むなり
鞆 平絹 若法師ハ練貫も 童子細なり

檜扇 置物たり一糸計岳之又若法師ハ有置物也
夏も晴の時も杉むりあり

鼻廣 俗のあき指の鼻乃あはものなり香い
あやみりける

念珠 まりすちり鈍色之時いらたり
すといりりりりり

又指貫 白練平絹坊官たの色ふ着る
鈍色も着用あり白下袴なり

才れ入扱ハ俗ハたたり又上括もある
夏ハ草大かきりり下具ハうぬきの下ハ入鈍色裳
小有一一口さるりりり

六
青蓮院門跡ハ慈鎮和尚より公方へ申うけりて指貫
と着用なりと云

一五帖袈裟事 丈敷一丈七尺裳たり

香 練淨織物 又堅織物 文不同
せいかりの淨色 凡人僧正並
大納言入りハゆきりり着る

織物ハ法皇竹園 攝家懸給之凡人不懸之室所敷者
淨織物有淨色之 法文桐唐草之

紫 貴人僧正以下叙之淨織物貫白文不同但
綾ハ綾ハ愈々

白 薄物也 貴賤懸之

薄墨 有文薄物 織物同也
綾花平絹 虫等付色もあり

かく指括 鈍之袈袋 付衣 衣袴也 常小是哉
かく指括

七
 一推 鈍事 世事より尋ねれども鈍色のれり物き
 右の袖より入るるをわきとて左のかたよりかききり結のむすひぬいほふ有し一後の結のつらぬ海ととこさぬ右のつら下すそりちとるし一又おの結より上とぬいぬくやう小とるし一いさの結のむすひやうは山寺南都おむすひわかふなり又山寺のたなり内りも門下よりてむすひふちりこす海に先々法皇極の所崇敬よりしていつる極りもむすひあり代々一極より代々當家奉仕たり室所殿青蓮院極むすひあり時宜少くいひそおの所花のむすひ極はあつひちりぬい

八
 一袈裟袋事 代表衣
 大敷六丈五尺 世内ひろはく一丈五尺
 ちんね 裳付 ちんねつけ衣のこし下具かさひちりたり

あたら後 の 又平絹
 俗の直衣の袷拵之文法皇竹園の菊八葉其おの家之文尚白若人袈色 裏 ねいん ねいん付衣のちり
 夏ハ袈袋を不着用之 代表衣 又夏ハ冬と通用之別 すし ちんね
 凡上さぬけりやうりものちり大納言入道すしありて着

首吉 代表衣
 香織物袈袋事 正安五十二於圓山殿下十種供養の時法皇者所之
 應永三年四月廿八日尊道法親王 青蓮院 天台座主宣命之時所
 見物有入帝彼門跡空所殿所装束

又下真とも指袴の下く合てもいふべきなり

大帷下くいふかこかりのすゝりりり下くいふれ

かきこゝすくそのすゝ衣ハ一丈ふぶさちがゆちり裳乃
うられ申とちとよりにかむし

世指袴ハ青連院門跡今着之他門跡ハ着之其後ハ慈徳和尙
指袴を着す事とさうしてこれとさうしてさうさうさう

室所殿ハさかりとさうしてさうして所出たよの時升袷袋申付衣

よめさうさうなり

又のすゝりり

あゝい後文藤 多々細根指袴はさうさうさうさう其後ハ

+

一付衣事

無袷 丈敷六丈丈

くいさうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさう

香薄物 文不同信堂竹園ハ菊撰家ハ牡丹
室所殿ハ相なり又無文丈

白薄物 口ハ 薄墨 日

長絹

布

可令着様

織物絹ハ裳とさうしてさうして

先大口俗のさうさう次長大帷下りさう

次袴 香白薄色

次付衣と着次下具ハ一丈ハ又衣ハそのすゝり一丈ハさうさう物

らち次帯白生とつ 其後さうさうさうさうさうさうさうさうさう

日ハ又内ハさうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさう

と略ハ其外ハさうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさう

さうさうの中ハ入ハ一着袷袷袋ハさうさう室所殿ハ申付衣

香ハ織物の所衣と袴の上ハかきこゝらさうさう常の法也ハ

+

一 法服事

ハ五帖ハ 袷先ハ 丈敷 下具ハ紙色ハこれなり 健根日ハ 文冬所

赤色袍裳

文小葵 浮織物也織物裏有り裳ハ裏有
夏ハ薄物文不日

法皇竹園貴人晴之時着給之

裳書

又衣裳貴人晴之時着給之 色并文等日即袍夏モ有裏又
冬モ裏有 後付色之

應永九年九月五日唐僧計對面之既也山政赤色所法服相竹遠文

香袍裳

冬ハ錦堅織物文不日裏有り法皇ハ法文菊八葉ナリ
夏ハ薄物文不日

僧正已上貴賤着之

黒袍裳

冬ハ後表有り 色姉ノヨク
夏ハ薄物文不日

貴賤着之

色為墨

布袍裳

両面夏冬ハ無差別
表袴面薄墨平絹有

此外下具ハ常法服におたり

受戒の人又ハ如法經導師ホ看之此色日應永二年九月十六日
室所殿中受戒愚記委細注之

法服着様又之ハ
凡法服寸法事

其人ハ多けをとりて俗の装束寸法ハ

進案有之奥注モ之ハ
後伏見院御法服寸法事
後伏見院御法服寸法事

室所殿中出家之後ハ聖護院僧正道基の法衣付被進められ給給之
以後キレノ寸法無お遠
時程法衣を被進められ凡法衣ハ流通物有別無寸法法衣
年少法師ハ此限り有

法服鉄色の裳ハ十二の物有

後伏見院御法服寸法事
御志丹ノ寸法

法衣ハ二尺五寸半有之ハ
法衣ハ二尺五寸半有之ハ

御法にてすはとくあひて

一御身のゆひ二尺八寸 突くひつひのこゝろ 御身のゆりき 一尺

一寸 ゆりき九寸五ト 御袖のひつきて二尺四寸 ゆりき大袖のゆりき二尺二寸五ト

御裳のなげ二尺九寸 ゆりき九寸十二のゆいひ 四尺五寸 ゆりきゆいひのゆいひ

一御あこめおはきかけ ゆいひつひのこゝろ

お方のひらき 一尺二寸 ゆりき九寸五ト

お袖のゆりき 二尺四寸 ゆりきおはきかけ 一尺二寸

一御おとく ゆりきおはきかけ

一御長大き ゆりきおはきかけ

一御おとく ゆりきおはきかけ 白すゝのゆいひゆいひ

一御 ゆりきおはきかけ 御法服もおはき

一御 ゆりきおはきかけ 御 ゆりきおはきかけ

ゆりきおはきかけ 御 ゆりきおはきかけ 御 ゆりきおはきかけ

一御 ゆりきおはきかけ 御 ゆりきおはきかけ

ゆりきおはきかけ 御 ゆりきおはきかけ 御 ゆりきおはきかけ

ゆりきおはきかけ 御 ゆりきおはきかけ 御 ゆりきおはきかけ

一 ゆりきおはきかけ 御 ゆりきおはきかけ 御 ゆりきおはきかけ

一 ゆりきおはきかけ 御 ゆりきおはきかけ 御 ゆりきおはきかけ

二 一平装装事

時用集云一色七條
平装装事或金襴
或金沙或織物類

又法衣ニミカクナリ
法服之時急シ 丈數丈表ハナリ
綴も甲ツリカラも一色の物セ始ル

香織物 浮堅文石目 僧正以上急シ

白織物 浮堅文石目 一人氣急シ 常ニ不懸スル

白生平絹 貴賤急シ

布 薄墨布法服之時急シ

横皮 色織極ハケシヨ志スルニカク 一丈五寸

横皮の山法とたのりとのまの常小むまひつけも袖の毛
カクシヨ志スルニカク 中ハ急シ

表書

應永三年九月廿日室町殿 武家太政入道 准之右 山州大講堂供養日着座

之時香法服金襴装束 青地文牡丹 横皮日前 中ラタニテ 同止

一日同大受戒之時赤色法服 日色市裳文 白地金襴装束文杜

丹横皮 同前

次ハ横皮とたのりとのまの常小むまひつけも袖の毛
カクシヨ志スルニカク 中ハ急シ

横皮の山法とたのりとのまの常小むまひつけも袖の毛
カクシヨ志スルニカク 中ハ急シ

横皮とハ引ヨシナリ

徳治二年十月九日石清水所奉之時法皇赤色法服白浮織物

装束縮線綾巾表袴ト或記有之

應永二年九月十六日室町殿於東大寺所受戒之時布法服日

平装装束給予如此奉懸之但所受戒已前沙汰ハ沙装束の

畢教授師奉出徳也先々法皇所受戒之時當家如此奉

仕之仍今度も存故実此事可秘只沙汰受戒之時沙装束

給予如此奉懸之但所受戒已前沙汰ハ沙装束の

かへつ満ちかけて受戒の後かけたりと云々其衣い

三 一 衲袈裟事

時用集云衲衣又云如衣色切交或入袈裟平絹法色呂々

甲も綴も色も不月又綾織物文等不月

九條しわけ衲平袈裟事なるは法服耐也

大数 多け二尺七寸 せりさ七尺五寸 綴り一丈二尺三寸

甲 一丈八尺七寸 袈一丈九尺六寸

黄鼻 五尺七寸 袈一丈二尺八寸

四 一 甲袈裟事

時用集云甲者非縁云袈裟之也

大数も急撮も平袈裟なるは横皮又けされさあふは

法服也

香甲 紫甲 青甲 檀甲

十一 入道着用衣袴事

生 薄雲絹貴人着用之

同色布貴賤着之

色の浅深人のきよより極薄丸らと法わたり一丈敷布

ころもよ二段は薄一段は二三段なり

二折もい知とよりよりたりとわかも只知これのきりのやゆて

うちたりかへ又付衣をよやにをかとのあふりや

ゆきに見不及大さひあり急んあり此急んハ身よりけり

それと急ん多みて裳のつけはよかへり針

二身四袖なり袖つけより裳のむとゆてあるのよとゆて

之れもよよひねる

裳のしゆり中もあふ。ゆてつありまふた右のゆり

まへしゆりゆりこの裳あふのよとゆてゆり

ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

練生いつれはふさふさ
す〜〜

菊岡も色々系なり水干の色々々ありやす〜
六五折なり又袖の色々々ありとれは衣文
〜ありてけりさなり

けりぬかりたらぬさ四折なり

下具事ぬ衣夏草なり色織栴檀はさふ〜衣の
縫採多〜栴檀の衣甲〜大口とけりぬさぬ大口はさふ〜
〜た右の〜とけりぬさぬ大口はさふ〜

^{首書} 袖合衣生衣等も着す〜
草ハ〜

又色々草水干並長袴の水干は色々は系は菊岡生よりなり

むいあたり

衣と〜すぬ大口けりぬさぬの山神も着す事
さ〜

又色々の急な〜

〜と〜になくてぬむい神の〜色は系は
とつる〜

あり〜の半
〜織物〜

水干の〜と〜
〜と〜
〜と〜

すくすくもの

應永三年三月十八日

正四位下 行左衛門權佐藤原朝臣永行 立判

法華結末鈔一卷不意得披見半日間書寫之

系本所々有難讀者他日俟以御本云

大京 藤原貞幹

